

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 210 条第 4 項及び第 5 項並びに第 213 条の 6 第 5 項及び第 6 項」を「第 210 条第 5 項」に、「同項」を「省令第 213 条の 6 第 6 項」に改め、「第 213 条の 10 第 1 項、」を削る。

第 2 条 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、省令第 210 条第 5 項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と」を削る。

(熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和6年内閣府、厚生労働省令第3号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。